

## 第121回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年3月26日提出分）

議案番号	件名
第 58 号議案	宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

第58号議案

宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年宍粟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年宍粟市条例第32号）第10条第1項の改正規定中「第16条から第18条まで」を「第16条、第18条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宍粟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○現 行

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第10条、第11条及び第16条の規定は、<u>特定任期付職員及び一般任期付職員</u>には、適用しない。</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第9条、第10条、第11条、<u>第16条から第18条まで</u>、第22条から第24条まで及び第27条の規定は、<u>特定任期付職員</u>には、適用しない。</p> <p>[2～5 略]</p>

○改 正 案

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第10条、第11条及び第16条の規定は、<u>特定任期付職員及び一般任期付職員</u>には、適用しない。</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第9条、第10条、第11条、<u>第16条、第18条</u>、第22条から第24条まで及び第27条の規定は、<u>特定任期付職員</u>には、適用しない。</p> <p>[2～5 略]</p>